

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	こども家庭センター母子保健担当室

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会・松戸市竹ヶ花 4 5 番地の 5 3
工事等の名称	① 乳児股関節健診業務委託 ② 幼児健康診査（精密）業務委託
工事等の場所	市内医療機関
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	① 1 名につき 3, 8 2 0 円（消費税は含まない） ② 健康保険法等の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額（消費税を除く）
工事等の概要	市内医療機関で行う乳児股関節健診及び幼児健診（精密）業務

随意契約の理由	乳児股関節健診は乳児期の股関節の異常の早期発見、早期治療を目的として実施するものです。 幼児健診（精密）は幼児健康診査等において、より精密な検査が必要と判断された幼児の疾病や異常の早期発見を目的として実施するものです。 本健診の実施にあたり、専門の医療スタッフ、整っている医療環境、緊急な事態にも対応可能で、長年にわたって良好な実績を積んできている医療機関と契約をすることにより、適切な健診を実施することができます。 以上のことから、一般社団法人 松戸市医師会を契約業者として選定いたします。
---------	--

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	こども家庭センター母子保健担当室

契約業者名・住所	松戸市立総合医療センター・松戸市千駄堀 9 9 3 番地の 1
工事等の名称	① 乳児股関節健診業務委託 ② 幼児健康診査（精密）業務委託
工事等の場所	松戸市立総合医療センター
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	① 1 名につき 3, 8 2 0 円（消費税は含まない） ② 健康保険法等の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額（消費税を除く）
工事等の概要	松戸市立総合医療センターで行う乳児股関節健診及び幼児健診（精密）業務

随意契約の理由	乳児股関節健診は乳児期の股関節の異常の早期発見、早期治療を目的として実施するものです。 幼児健診（精密）は幼児健康診査等において、より精密な検査が必要と判断された幼児の疾病や異常の早期発見を目的として実施するものです。 本健診の実施にあたり、専門の医療スタッフ、整っている医療環境、緊急な事態にも対応可能で、長年にわたって良好な実績を積んできている医療機関と契約をすることにより、適切な健診を実施することができます。 以上のことから、松戸市立総合医療センターを契約業者として選定いたします。
----------------	---